「契約締結前交付書面」の文字の大きさに関するお詫び

いつもお引立てをいただきありがとうございます。

このたび指定通貨建個人年金保険「たのしみ未来グローバル」および「たのしみ未来ワールド」をお申し込みいただくにあたってお客さまにお渡しする「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」の一部記載 箇所において、文字の大きさが法定要件を満たしていないことが判明しました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、本件につきまして下記のとおりご報告いたします。

なお、本件により保障内容をはじめとするお客さまのご契約内容に変更が生じることや追加の費用を ご負担いただくことはございません。また、お客さまに追加でお手続きをいただく必要はございません。

今後このような事態が発生することがなきよう再発防止に努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本件の事象について

保険契約をお申し込みいただくにあたってお客さまにお渡しする「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」の一部記載箇所において、法令等*1で定める文字の大きさ(12ポイント)を満たしていない 箇所(11ポイント)があることが判明いたしました。

なお、本件は<u>記載箇所の文字の大きさが法定要件を満たしていないものであり、「契約締結前交付</u> 書面(注意喚起情報)」の記載内容に誤りや漏れはございません。

ご参考:	11 ポイント	12 ポイント	
文字の大きさ	あ	あ	

※1 保険業法施行規則第234条の21第2項等において、お客さまのわかりやすさ等の観点で、日本産業規格 Z8305 に規定する12ポイント以上の大きさの文字・数字で表示することとなっている事項を指します。

2. 該当箇所

「たのしみ未来グローバル」および「たのしみ未来ワールド」の「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」における「■保険契約関係費」の本文部分(11 ポイントで記載)

なお、適切な文字の大きさの「契約締結前交付書面(注意喚起情報)」(抜粋版)を最終ページに掲載しておりますので、今一度ご確認くださいますようお願いいたします。**2・3

- ※2 お申し込みいただいた時期や募集代理店により、一部記載が異なる場合がありますが、法令に基づき記載が必要な内容は漏れなく記載しております。
- ※3 紙面を所望される場合は、専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

3. 今後の対応

今回の事態を深刻に受け止め、原因調査と再発防止を進めてまいります。また、ご契約をいただいているお客さまには、改めて本事象をご説明する通知をお送りさせていただきます。

今回の対応に伴い、お客さまに新たなお手続き等は一切発生いたしませんが、ご不明な点やご不安な点がございましたら、専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

4. その他

過去商品(販売停止済)についても確認をいたしましたところ、変額個人年金保険「たのしみセレクト」および「たのしみ世代」の「契約締結前交付書面(契約概要)」における「商品の特徴」の本文部分に11ポイントで記載していた箇所がございました。なお、本商品の契約は全件、消滅または据置期間満了となっております。

以上



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

専用フリーダイヤル

00 0120-326137

【2026年4月30日(木)までご利用いただけます】 受付時間:月~金曜日午前9時~午後5時

(土・日・祝日、年末年始、臨時休業日を除く)

注意喚起情報

- ■この「注意喚起情報」は、<u>ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています</u>。「契約概要」および「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて、<u>ご契約前に</u>必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■特に死亡給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- ■また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ず で確認ください。

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■保険契約関係費

a 保険料払込期間中にかかる費用(*1)

・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます(別途お払い込みいただくものではありません)。

b 据置期間中にかかる費用(*1)

- ・死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます(別途 お払い込みいただくものではありません)。
- (*1) これらの費用は、被保険者の年齢、性別、払込期間、経過期間によって異なりますので表示しておりません。また、円貨払込額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料割引制度が適用され、ご負担いただく費用が割り引かれます。

c 解約時や減額時にかかる費用(解約控除)

・解約返戻金額を計算する際は、保険料積立金相当額に一定割合(契約日からの経過年数(*2)に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます(*3)。

[所定の控除率]

契約日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
控除率	31.0%	13.0%	7.6%	4.8%	3.2%	2.1%
契約日からの 経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
控除率	1.4%	0.83%	0.38%	0.03%	0%	

- (*2) 実際に保険料(円貨払込額)が払い込まれている期月までの期間で判定します。
- (*3) 保険料払込期間中、計算された金額が既払込保険料相当額を上回る場合、既払込保険料相当額を解約返戻金としてお支払いします。

d 年金支払期間中にかかる費用

・年金を管理するための費用であり、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。 (2024年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

次ページにつづく

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTM との差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート(*4)		
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM(*5)-50銭		
円貨払込額を指定通貨(保険料)に換算する場合			
配当金、未経過期間に対応する円貨払込額、全期前納された 定期一括払円貨払込額の残額等を指定通貨で受け取る場合	TTM ^(*5) +50銭		

- (*4) 住友生命所定の為替レートは2024年4月現在のものです。今後変更することがあります。
- (*5) TTM (対顧客電信売買相場仲値)とは、TTS (対顧客電信売相場)とTTB (対顧客電信買相場)の仲値です。
 - 本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。
 - ・TTS (対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換 (外貨を購入) するときに 適用される一般的な為替レート
 - ・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに 適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用

年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

円貨払込額を指定通貨に換算した保険料は、住友生命所定の為替レートの変動に応じて、毎月変動します。また、為替レートの変動により、「死亡給付金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

また、次の点もご確認ください。

- ・為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- ・保険料 (円貨払込額) を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。 したがって、借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

年金額は契約時には定まっていません。

実際の年金額は年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます。また、保険料積立金額は、年金支払開始日前まで毎月見直す予定利率や、円貨払込額を住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料に基づいて計算されますので、契約時点では将来の保険料積立金額は定まっていません。そのため、年金額は契約時には定まっていません。